

1 計画等の案の名称

(仮称)北海道こども計画(素案)

2 参考資料の名称

- (1) (仮称)北海道こども計画(素案)の概要
- (2) (仮称)北海道こども計画(素案)の概要(やさしい版)※こども向け
- (3) こども基本法都道府県こども計画関係資料
  - ①こども基本法
  - ②こども大綱
- (4) 都道府県子ども・若者計画関係資料
  - ①子ども・若者育成支援推進法
- (5) こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画関係資料
  - ①こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- (6) 次世代育成支援に関する都道府県行動計画関係資料
  - ①次世代育成支援対策推進法
- (7) 子ども・子育て支援法子ども・子育て支援事業支援計画関係資料
  - ①子ども・子育て支援法
- (8) 母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画関係資料
  - ①母子及び父子並びに寡婦福祉法
- (9) 母子保健を含む育成医療等に関する計画関係資料
  - ①成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な育成医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律
- (10) 都道府県社会的養育推進計画関係資料
  - ①「都道府県社会的養育推進計画」の策定について
- (11) 少子化に関する実施計画関係資料
  - ①北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例
- (12) 青少年の健全な育成に関する基本計画関係資料
  - ①北海道青少年健全育成条例

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

北海道のホームページ(保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページ)に掲載  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/206964.html>)

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html>)※こども向け

上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。

ア 北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課(道庁6F)

イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)

ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー

※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。

4 意見等の募集期間

令和6年(2024年)11月26日(火)～令和6年(2024年)12月25日(水)必着

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課(政策企画係)
- (2) ファクシミリ 011-232-4240
- (3) 電子メール [hofuku.kodomol@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.kodomol@pref.hokkaido.lg.jp)  
※件名を「【パブリックコメント】」にしてお送りください。
- (4) 電子申請サービス <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=dzxQk1cY>  
※こども向け

## 6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和7年(2025年)2月(月上旬)頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

## 7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課(政策企画係)

電話 011-206-6309